

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	砂防課	整理番号	3-402
許認可等の種類	地方公共団体が施行する地すべり防止工事の協議			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第11条第2項			
許認可等の概要	地方公共団体が施行する地すべり防止工事の協議			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>① 主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事の設計及び実施計画の承認は、地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、第12条に規定する築造等の基準に合致するものについて行うこと。</p> <p>② 地すべり等防止法の施行について 第7</p>			
基準の制定根拠	<p>①行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号)</p> <p>②地すべり等防止法の施行について(昭和33年5月27日建設省発河第90号)</p>			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	6週間 処分庁 知事 6週間			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号)			